

国立大学法人鳴門教育大学安全管理委員会規程

平成16年 4月 1日

規程第 36 号

改正 平成17年3月14日規程第28号
平成18年8月 3日規程第40号
平成19年3月23日規程第19号
平成19年6月27日規程第56号
平成20年3月17日規程第11号
平成21年3月31日規程第55号
平成22年3月24日規程第65号
平成23年3月31日規程第35号
平成26年3月24日規程第42号
平成29年3月 8日規程第70号

(設置)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）における、遺伝子組換え生物等の安全な取扱いについて検討すること並びに動物実験を立案し実施する場合の必要な事項を審議するため、国立大学法人鳴門教育大学安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 遺伝子組換え生物等取扱い安全主任者
- (2) 遺伝子組換え生物等の研究者である教員 1人
- (3) 動物実験の研究者である教員 1人
- (4) 実験動物に関する知識を有する教員 1人
- (5) 各教育部に属する教員 各1人
- (6) 心身健康センター所長
- (7) 経営企画部長
- (8) 経営企画部の課長（附属学校課長を除く。）
- (9) その他学長が指名する者 若干人

2 前項第2号から第5号及び第8号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第3条 前条第2項に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、安全主任者をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を検討又は審議する。

- (1) 遺伝子組換え生物等使用等規程に関する事項
- (2) 遺伝子組換え生物等の使用等に当たって執るべき拡散防止措置の妥当性に関する事項
- (3) 動物実験計画に関する事項
- (4) 動物の飼育管理に関する事項
- (5) 取扱者に対する教育訓練及び健康管理に関する事項
- (6) 事故発生時の際の必要な処置に関する事項
- (7) その他遺伝子組換え生物等の使用等に係る拡散の防止並びに実験動物に関する事項
(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、経営企画部企画課において処理する。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月3日から施行し、平成18年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。